

官報

昭和四十七年四月十八日

第六十八回 衆議院會議録 第二十二号

昭和四十七年四月十八日(火曜日)

議事日程 第十八号

昭和四十七年四月十八日

午後一時開議

- 第一 北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 国際交流基金法案(内閣提出)
- 第三 沖繩振興開発金融公庫法案(第六十七回
国会、内閣提出)
- 第四 空港整備特別会計法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 国際交流基金法案(内閣提出)

日程第三 沖繩振興開発金融公庫法案(第六十
七回国会、内閣提出)

日程第四 空港整備特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

新都市基盤整備法案(内閣提出)の趣旨説明及び
質疑

午後一時五分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日程第一 北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出し
たします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提
出、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案
を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告
を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 藤波孝生君の動議に御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、日程は追加されました。

日程第一、北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律の一部を改正する法律案、日本鉄道建
設公団法の一部を改正する法律案、右両案を一括
して議題といたします。

北海道開発のためにする港湾工事に關する法
律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

北海道開発のためにする港湾工事に關する
法律の一部を改正する法律

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律
(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一項中「全額を」を「十分の九・五を、
港湾管理者がその十分の〇・五をそれぞれ」に改
める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行
する。

2 改正前の第二条第一項の規定に基づき国がそ
の全額を負担することとした港湾工事の費用に
係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの
(昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含
む。)(以下この条において「繰り越されたもの」とい
ふ。))については、なお
従前の例による。

(離島振興法の一部改正)

3 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の
一部を次のように改正する。

別表(一)地方港湾の項中「港湾管理者」の下に
「(北海道にあつては、港湾管理者又は国)」を加
える。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

4 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十三年
法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中(北海道の重要港湾を除く。
以下この条において同じ。))を削り、「第四十二
条第一項本文」の下に「又は北海道開発のために
する港湾工事に關する法律第三條第二項におい
て準用する同法第二條第一項を、」を挿入した額
の十分の五の下に「(北海道の重要港湾につい
ては、十分の〇・五)を加え、同条第二項第一
号中「重要港湾」の下に「(北海道の重要港湾を除
く。))を加え、同項第二号中「十分の一」を「十分
の一・四五」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
5 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律
第三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条中「第四條第一項中「北海道」の
下に「及び沖繩県」を加え、」を「第四條第一項中
「重要港湾において」を「重要港湾(沖繩県の重要
港湾を除く。以下この条において同じ。))におい
て」に改め」に改める。

理 由

北海道における公共事業に係る国の負担及び補
助の特例に關する調整措置の一環として、国又は
港湾管理者が北海道において港湾工事をする場合
の国の負担割合を調整する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律
案(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条中「鉄道新線の建設」を「鉄道の建設等」
に改め、「寄与する」の下に「とともに、大都市
の機能の維持及び増進に資する」を加える。

第八条中「六人」を「七人」に改める。

第九条第五項中「総裁を通じて」を削る。

第十二条第一号を削り、第二号を第一号とし、
第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を
加える。

三 第十九条第一項第四号に定める鉄道施設若
しくは軌道施設に係る地方鉄道業者若しくは

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部を改正する法律案外一案

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号

北海道開発のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案外一案

六三二

軌道經營者又はこれらの者が法人であるときは、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

第十二条第五号中「日本国有鐵道」の下に「若しくは第十九条第一項第四号に定める鐵道施設若しくは軌道施設に係る地方鐵道若しくは軌道」を加え、「その者」を「これらの者」に改め、同条第六号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第十九条第一項第一号中「鐵道新線」を「國鉄新線」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 運輸省令で定める規格を有する地方鐵道又は軌道に係る鐵道施設又は軌道施設で大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。)内に存するものの建設及び政令で定める大規模な改良(以下「大改良」という。)を行なうこと。

五 前号の規定により建設又は大改良をした鐵道施設又は軌道施設を当該地方鐵道又は軌道に係る地方鐵道業者又は軌道經營者に譲渡すること。

第十九条第二項ただし書中「鐵道新線」を「國鉄新線」に改める。

第二十條の見出しを「(國鉄新線の基本計画)」に改める。

第二十一條の見出しを「(國鉄新線の工事実施計画)」に改める。

第二十二條中「鐵道新線」を「國鉄新線」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(地方鐵道の鐵道施設の建設等の指示)

第二十二條の二 第十九条第一項第四号に定める鐵道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る地方鐵道法(大正八十年法律第五十二号)第十三条第一項又は軌道法(大正八十年法律第七十六号)第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた地方鐵道業者又は軌道經營者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に対し、公同

が当該鐵道施設又は軌道施設の建設又は大改良を行なうよう申し出る事ができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該建設又は大改良が大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であり、かつ、公同が行なうことが適當であると認めるときは、工事実施計画を定め、これを公同に指示するものとする。これを變更するときも、同様とする。

3 前項の工事実施計画は、当該建設又は大改良に係る地方鐵道法第十三条第一項又は軌道法第五条第一項の規定による工事施行の認可に適合するものでなければならぬ。

4 運輸大臣は、新住宅市街地開発法(昭和三十一年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業の事業地内又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業の施行地区内に存する鐵道施設又は軌道施設の建設又は大改良について第二項の工事実施計画を定め、又は變更しようとする場合において、これらの事業により開発され、又は造成される市街地の居住者のための輸送力を当該建設又は大改良により確保するため当該鐵道施設又は軌道施設に係る工事の施行とこれらの事業の施行とを調整する必要があるときは、建設大臣の意見をきかなければならぬ。

5 第二項の規定による指示があつたときは、公同が当該建設又は大改良を行なうものとし、かつ、公同及び当該地方鐵道業者又は軌道經營者は、当該建設又は大改良の実施の方法及び鐵道施設又は軌道施設の譲渡又は引渡しについて協議しなければならない。

第二十三條第二項中「前項本文」を「第一項本文」に、「又は譲渡しよう」を「若しくは譲渡し、又は前項の規定により鐵道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡そう」に、「又は譲渡額」を「譲渡額又は引渡額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項

を加える。

2 公同は、政令で定めるところにより、地方鐵道業者又は軌道經營者に対し、有償で、第十九条第一項第四号の規定により建設した鐵道施設若しくは軌道施設を譲渡し、又は同号の規定により大改良をした鐵道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡すものとする。

第二十六條第二項中「あらかじめ」の下に、「第十九条第一項第四号及び第五号の業務に係る部分を除く」を加える。

第三十七條中「業務」の下に「第十九条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く」を加える。

第三十九條第一号中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、同条第二号の次に次の二の二 第二十二條の二第二項の工事実施計画を定め、又は變更しようとするとき。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(鐵道敷設法の一部改正)
2 鐵道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「並日本鐵道建設公團」を「日本鐵道建設公團ノ鐵道施設ノ施設(日本鐵道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号ノ規定ニ依リスルモノヲ除ク)」に改める。

(土地収用法の一部改正)
3 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号の二中「鐵道」の下に「又は軌道」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)
4 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第五号中「この」の下に「(第八号の三に掲げるものを除く)」を加え、同項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 日本鐵道建設公團が行なう地方鐵道及び軌道の用に供する施設の建設及び改良に關すること。

第三十八條第二項の表鐵道建設審議会の項中「並びに日本鐵道建設公團」を「日本鐵道建設公團の鐵道施設の建設(日本鐵道建設公團法(昭和三十九年法律第三号)第十九条第一項第四号の規定によりするものを除く)」に改める。

理由

大都市圏における輸送力を増強するため、日本鐵道建設公團に、緊急に整備すべき地方鐵道に係る鐵道施設等の建設及び改良を行なわせることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長小峯柳多君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

○小峯柳多君 ただいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、北海道における公共事業全般にかかる国庫負担等の特例に關する調整措置の一環として、北海道開発のためにする港灣工事の費用のうち、水域施設または外郭施設の建設または改良にかかる費用の国の負担割合を、昭和四十七年度より、離島を除き、十分の十を十分の九・五に改めようとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託され、三月十四日丹羽運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十四日、十五日、十七日質疑を行なったのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

四月十四日、本案に対し、宇田國榮君外三名から、自由民主党提出にかかる、施行期日を公布の日に変更する等の修正案が提出され、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、大都市圏における輸送力を増強するため、日本鉄道建設公団に、緊急に整備すべき地方鉄道にかかる鉄道施設等の建設及び改良を行なわせることができることとしようとするものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、日本鉄道建設公団の業務として、地方鉄道にかかる鉄道施設等で大都市圏に存するものの建設及び大改良を行ない、完成後同施設を地方鉄道業者等に対し譲渡する業務を追加する。

第二に、これらの施設の建設または大改良については、地方鉄道業者等の申し出に基づいて運輸大臣が工事実施計画を定め、これを日本鉄道建設公団に指示することとする。

第三に、工事実施計画の指示があったときは、日本鉄道建設公団が当該建設または大改良を行なうものとし、日本鉄道建設公団及び地方鉄道業者等は、当該建設または大改良の実施の方法等について協議することとする。

第四に、日本鉄道建設公団の業務の追加に伴い、役員に関する条項を整備する等、所要の改正を行なうこととするものであります。

本案は、二月十八日本委員会に付託され、三月十七日丹羽運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十八日質疑に入り、六日間にわたって質疑を行ない、その間、参考人から意見を聞く等、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細

は会議録に譲ることといたします。

四月十二日質疑を終了し、本十八日、本案に対し、宇田國榮君外四名から、自由民主党提出にかかる、施行期日を公布の日に変更する修正案が提出され、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第二条第一項の規定、附則第三項の規定による改正後の離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)別表(一)の規定及び附則第四項の規定による改正後の特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四条第一項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金(昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く)及び当該国の負担金に係る港湾工事の費用に係る港湾管理者の負担金から適用する。

附則第二項中「改正前」の下に「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律」を加える。

附則第三項中「昭和二十八年法律第七十二号」を削る。

附則第四項中「(昭和三十四年法律第六十七号)」を削る。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の一部

一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

第四章 業務(第二十三条・第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条・第三十五条)

第六章 監督(第三十六条・第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条・第四十条)

第八章 附則(第四十一条・第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国際交流基金は、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行ない、もつて世界の文化の向上及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

(法人格)

第二条 国際交流基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 一億円

二 基金の設立に際し、政府以外の者が出資する金額

2 政府は、前項第一号の百億円を出資するものとする。

3 基金は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

5 政府は、第三項の規定により基金がその資本金を増加するときは、金銭以外の財産を出資の

目的として基金に出資することができる。

6 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員の評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他同項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

5 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

6 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができない。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(登記)

7 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

8 基金でない者は、國際交流基金という名称を使用してはならない。

(民法の準用)

9 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

10 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

11 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

12 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

13 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

14 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の内命)

15 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよるとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

16 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

17 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の内命)

18 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

19 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

20 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

21 基金に、運営審議会を置く。基金の業務の運営に關する重要事項を審議する。

2 運営審議会は、基金の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

22 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができない。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲等)

23 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 國際文化交流の目的をもつて行なう人物の派遣及び招へい。

二 海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及。

三 國際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあつせん並びにこれへの参加。

四 日本文化を海外に紹介するための資料その他國際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。

五 國際文化交流を行なうために必要な調査及び研究。

六 前各号の業務に附帯する業務。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務。

2 基金は、前項第七号に掲げる業務を行なうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、その業務を円滑かつ効果的に進め、關係の行政機關その他の機關及び団体と緊密に連絡するものとする。

(業務方法書)

24 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

25 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等の認可)

26 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。

い。これを變更しよとするとともに、同様とする。

(財務諸表)

第二十七條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があるとき認めるときは、基金の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 基金は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないならない。

(書類の送付)

第二十八條 基金は、第二十六條又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十條 基金は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(運用資金)

第三十一條 基金は、業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、第四條第二項及び第四項の規定により政府が出資した金額をこれに充てなければならない。

2 前項の運用資金(以下「運用資金」といふ)は、政令で定める場合を除くほか、取りくずしてはならない。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十二條 基金は、次の方法による場合を除くほか、運用資金及び業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- 四 前三号の方法に準ずるものとして政令で定める方法

(財産の処分等の制限)

第三十三條 基金は、外務省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しよとするとともに、同様とする。

(外務省令への委任)

第三十五條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督

第三十六條 基金は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七條 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第三十八條 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日
- 三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十九條 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十條 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四條第三項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十四條第二項、第三十三條又は第三十五條の規定により外務省令を定めようとするとき。
- 三 第二十七條第一項又は第三十四條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十一條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 二 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十一條第二項の規定に違反して運用資金を取りくずしたとき。
- 五 第三十二條の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 第三十六條第二項の規定による外務大臣の命令に違反したとき。

第四十三條 第八條の規定に違反した者は、一万

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 國際交流基金法案

円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府からの出資)

第二条 第四條第二項の規定による政府の出資については、基金の設立に際して五十億円を出資し、昭和四十八年度において残余の額を出資するものとする。この場合において、同年度における残余の額の出資については、同条第三項及び第四項の規定の適用はないものとする。

2 第四條第一項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる金額は、昭和四十七年度においては五十億円とし、昭和四十八年度においては、前項の規定による同年度の出資が完了するまでの間は、五十億円と同項の残余の額のうち出資のあつた額との合計額とする。

(基金の設立)

第三条 外務大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指定する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 外務大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、外務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(國際文化振興会からの引継ぎ)

第四條 昭和九年四月十一日に設立された財団法人國際文化振興会(以下「振興会」という)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、振興会の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に於いて基金に承継されるものとし、振興会は、その時に於いて解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

4 基金は、前項の規定により振興会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相當する金額は、資本剰余金として積み立てなければならない。

5 第三項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第五條 この法律の施行の際現に國際交流基金という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六條 基金の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十八年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該

事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中國際觀光振興会の項の次に次のように加える。

國際交流基金
四十七年法律第
号

(法人税法の一部改正)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中國家公務員の団体(法人であるものに限る)の項の次に次のように加える。

國際交流基金
四十七年法律第
号

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「並びに預金保險機構」を、「預金保險機構並びに國際交流基金」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第十一條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項に次の一号を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

七 國際交流基金を監督すること。

理 由

わが国に対する諸外国の理解を深め、國際相互理解を増進するとともに、國際友好親善を促進する見地から、國際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする國際交流基金を設立する必要がある。

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

○報告書は本号末尾に掲載

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました國際交流基金法案につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、現在わが国が置かれております國際環境に対応して、わが国に対する諸外国の理解を深め、國際友好親善を促進する見地から、國際文化交流事業を効率的に行なうことを目的として國際交流基金を設立しようとするものであります。

そのおもな内容は、まず、基金は法人とし、その資本金は、政府出資による百億円と、政府以外の者が出資する金額との合計額とし、その運用益等をもって業務に必要な経費の財源に充てることとしております。

また、基金は外務大臣が監督することとし、その業務は、國際文化交流のための人物の派遣及び招聘、海外における日本研究に対する援助及び日本語の普及、國際文化交流を目的とする催しの実施等であります。

さらに、基金の運営上の重要事項を審議するため、運営審議会を設けることとしております。

なお、本案の附則におきまして、基金は、財団法人國際文化振興会(以下「振興会」という)を継承し、同振興会は解散することを規定してあります。

本案は、去る二月十九日本院に提出され、三月二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、政府から提案理由の説

明を聴取した後、参考人を招致しその意見を聴取する等、慎重に審査を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承願います。

かくして、去る十四日質疑を終了いたしましたので、直ちに採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対しまして、基金運営の目的、運営審議会の構成及び機能について、これを明確にする趣旨の附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 沖縄振興開発金融公庫法案(第六十七回国会、内閣提出)

日程第四 空港整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、沖縄振興開発金融公庫法案、日程第四、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 沖縄振興開発金融公庫法案
国会に提出する。
昭和四十六年十月十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

沖縄振興開発金融公庫法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十三条)
- 第四章 会計(第二十四条―第三十一条)
- 第五章 監督(第三十二条―第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)
- 第七章 罰則(第三十七条―第四十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に從たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつ

たときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖縄振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党的役員は、公庫の役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備（航空機、船舶及び車両を含む。）の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な長期資金を貸し付けること。
- 二 沖繩に住所を有する者で沖繩において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖繩に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。
- イ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者
- ロ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者（地方公共団体を除く。）
- ハ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行なう者
- ニ 沖繩において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体
- ホ その他政令で定める者

四 沖繩において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他の政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖繩において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸し付けること。

六 沖繩において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他の政令で定める法人に対して、当該施設（当該施設の運営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖繩において営業を営む環境衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備（車両を含む。）の設置又は整備に要する資金（当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。）その他環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業を行なうのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。
- 二 恩給等 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第二条第一項に規定する恩給等をいう。
- 三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第二項又は第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第二条に規定する中小企業者をいう。

五 環境衛生関係営業者 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三十八号）第二条第二項に規定する環境衛生関係営業者をいう。

三 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金金融通法（昭和三十年法律第六十五号）第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

四 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に關する業務を行なうことができる。

五 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

六 住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、同号イ」と読み替へるものとする。

(業務の委託等)

第二十條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関又は地方公共団体に対し、その業務（次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。

二 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができ。

三 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罪則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

第二十一條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。

二 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十二條 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付けに關する業務の方法
- 二 業務委託の基準
- 三 その他政令で定める事項

(事業計画及び資金計画)

第二十三條 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 會計

(予算及び決算)

第二十四條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日まで国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十九条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者の会計を検査することができる。

(監督)

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員)の解任
第三十三条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることのできない者に該

当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体(以下この項において「受託地方公共団体」という。)若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」という。)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(賃借人の選定等)についての住宅金融公庫法の準用)

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項及び第二項の規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五条の二第一項から第三項までの規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替等は、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以

下この条において「関連施設等」という。）を賃貸したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第二項（同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第三項（同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十八条 第三十四条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受けた者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十八条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第六條の規定に違反して沖縄振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(設立の手続)
第三条 主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

6 公庫は、協定の効力発生の日において成立する。

7 公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

8 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

(琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等)
第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の所有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の所有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(特定の資金の貸付け)
第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(名称の使用制限に關する経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に沖縄振興開発金融公庫という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(政令への委任)
第七条 この法律に定めるもののほか、附則第四条第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(法人税法の一部改正)
第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二 医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二第二項中「規定する宅地債券の購入に関する契約」の下に、「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約」を加える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、同条中「が農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「掲げる資金」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の二第

一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(郵便振替法の一部改正)

第十四条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を「中小企業債券及び沖繩振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫宅地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十二條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第二十三条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第二十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「第二十二條の二の規定」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定」を加える。

第六十條中「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十八條 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三條第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三條第一項中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七條中「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十八條中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

第二十九條 産業労働者住宅資金金融通法の一部を次のように改正する。

第三條中「(以下「公庫」という。以下「公庫法」という。を削り、「公庫法第二條第五号」を「住宅金融公庫法第二條第五号」に改め、同条第二項中「公庫法第二條第八項」を「住宅金融公庫法第二條第八項」に、「公庫法第二條第九項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「公庫法第二十一條の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一條の三第一項」に、「公庫法第二十一條の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第九條第一項の表区分の欄中、以下「公庫法」という。を削り、「公庫法第二條第五号」を「住宅金融公庫法第二條第五号」に改め、同条第二項中「公庫法第二條第八項」を「住宅金融公庫法第二條第八項」に、「公庫法第二條第九項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「公庫法第二十一條の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一條の三第一項」に、「公庫法第二十一條の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十條第二項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十一條中「公庫法第二十四條第一項」を「住宅金融公庫法第二十四條第一項又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第百三十三号)第二十二條第一項」に改める。

第十二條中「公庫法第二十五條」を「住宅金融公庫法第二十五條又は沖縄振興開発金融公庫法第二十三條」に改める。

第十四條を次のように改める。

(主務大臣、主務省令)

第十四條 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては建設大臣及び大蔵大臣とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

2 この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては建設省令・大蔵省令とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては総理府令・大蔵省令とする。

第十六條及び第十七條中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「昭和二十五年法律第百五十六号」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第百三十三号)」を、「住宅金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十一條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「住宅金融公庫」の下に「及び沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第三十二條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「及び年金福祉事業団」を、「沖縄振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「昭和二十五年法律第百五十六号」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第百三十三号)」を加える。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第三十四條 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「農林漁業金融公庫」の下に「及び沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(自作農維持資金金融通法の一部改正)

第三十五條 自作農維持資金金融通法の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第二條第一項中「(以下「公庫」という。を削り、又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。))」に、「省令」を「農林省令・大蔵省令(沖縄振興開発金融公庫に係るものにあつては、総理府令・農林省令・大蔵省令。第五條において同じ。))」に改め、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が、それぞれ」に改め、「大蔵大臣」の下に「又は内閣総理大臣、農林大臣及び大蔵大臣」を加える。

第五條第一項及び第二項第七号中「省令」を「農林省令・大蔵省令」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第三十六條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第六号中「(以下「公庫」という。を削り、又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。))」に改める。

第五條第一項中「昭和二十七年法律第三百五十五号」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第百三十三号)」を加え、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に改める。

附則第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に、「とする」を「とし、この法律の規定により沖縄振興開発金融公庫が行なう資金の貸付けについては、同法第三十三條第二項の規定の適用については、同法第三十二條第二項中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)」と、同法第三十三條第二項第一号中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十七條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「掲げる資金」の下に「(以下この項において「総合施設資金」という。又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第百三十三号)第十九條第一項第四号に規定する資金で総合施設資金に相当するものを加え、同号」を「同表の第三号の二」に改める。

(中小漁業振興特別措置法の一部改正)

第三十八條 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「(昭和二十七年法律第三百五十五号)の下に」又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十九條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「中小企業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「第十九條」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九條」を加え、同条第二項中「中小企業金融公庫法」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法」を加え、「同法第十九條」を「中小企業金融公庫法第十九條又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第四十條 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

理由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通することを目的とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案
空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「負担金」を「出資金、負担金」に改め、「(以下同じ)」の下に「航空保安大学校(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第二十九條に規定する航空保安大学校をいう。以下同じ)の管理及び運営並びに航空機を使用して行なう航空保安施設(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二條第四項に規定する航空保安施設をいう)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下「飛行検査業務」という。)で運輸大臣が行なうもの」を加え、同条第二項第二号中「(以下)及び飛行検査業務等」で運輸大臣が委託に基づき行なうもの(以下「受託業務」という。)を加え、同項第三号中「(昭和二十四年法律第百五十七号)」を削る。

第三條第一項中「受託工事」の下に「及び受託業務を、(係るものに限る。)」の下に「航空保安大学校の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用」を加える。

附則中第十項から第十四項までを削り、第十五項を第十項とし、附則に次の三項を加える。
11 政府は、当分の間、毎年度、空港の緊急な整備等に資するため、第三條第二項に規定する一般会計からの繰入金に、次の各号に掲げる額の合算額(当該年度の前年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として

同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下「航空機燃料税の収入額の予算額」という。))が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額(以下「航空機燃料税の収入額の決算額」という。))をこえるときは、第一号に掲げる額から当該こえる額を控除した額)に相当する額を含め、当該繰入金をするものとする。
一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額二 当該年度の前年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額の決算額に不足するときは、当該不足額及び整備に資するため国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機(短い離着陸距離で発着することができると政令で定める特別の性能を有するものに限る。))の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、この会計の歳出とする。
12 当分の間、沖繩県が同県宮古郡伊良部村の下地島に設置する訓練用の飛行場の設置に要する費用に係る国の補助金は、この会計の歳出とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に第十三項を加える改正規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 改正後の空港整備特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十七年度の予算から適用する。

3 この法律の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出で新法第一條第一項に規定する航空保安大学校の管理及び運営並びに運輸大臣が行なう飛行検査業務等(以下「航空保安大学校の管理及び運営等」という。)に係るものは、空

港整備特別会計の同年度の予算に基づいてしたものとし、同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属する収入で航空保安大学校の管理及び運営等に係るものは、空港整備特別会計の歳入とみなす。

4 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務で、航空保安大学校の管理及び運営等に係るものは、政令で定めるところにより、空港整備特別会計に帰属するものとする。

理 由

新たに空港整備事業についての出資、航空保安大学校の管理及び運営等に関する経理を空港整備特別会計において行なうこととし、あわせて空港の緊急な整備等に資するため同会計に航空機燃料税収入の十三分の十一に相当する額を一般会計から繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長齋藤邦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○齋藤邦吉君登壇

ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、沖繩振興開発金融公庫法案について申し上げます。

本案は、復帰後の沖繩における経済の発展、社会の開発を促進するため、現在、本土において政策金融機関が行なっているそれぞれの業務を、一元的に、かつ、沖繩のみを対象として行なう強力な政策金融機関が不可欠であるとの見地から、ここに沖繩振興開発金融公庫を設立しようとするものであります。

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 沖縄振興開発金融公庫法案外一案 新都市基盤整備法案についての西村建設大臣の趣旨説明

六四四

その内容のおもなる点を申し上げます。

第一に、沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における産業の開発を促進するための長期資金の供給と、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の業者等に対する資金の融通が円滑に行なわれるよう、これらを一元的に行なうこととするともに、公庫の主たる事務所を那覇市に置くこととしております。

第二に、本公庫の資本金は、本公庫が承継する各機関の純資産額に相当する金額としておりますが、予算で定める金額の範囲内において、追加出資を行なうことができることとしております。

第三に、本公庫は、現に沖縄において営業を行なっている米国民政府機関の琉球開発金融公社、琉球政府関係機関である大衆金融公庫及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運輸建設資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、本土産業資金特別会計の五つの特別会計の権利義務を承継することとしております。

これらの各機関の職員は、本公庫の発足に際し、本公庫に受け入れられることとしております。

第四に、本公庫の貸し付け条件は、業務方法書で定めることとなりますが、その条件の設定にあたっては、沖縄の現行の貸し付け条件及び本土各公庫の条件を勘案し、できるだけ有利な貸し付け条件を設定することとしております。

第五に、本公庫の運営が健全に行なわれるよう、役員任命など公庫の組織に關すること、予算、決算その他の公庫の会計方法、公庫の業務に關する内閣総理大臣及び大蔵大臣の監督その他必要な事項について規定いたしております。

なお、公庫に対しては、昭和四十七年度一般会計予算において三十億円の出資を行なうこととしております。

本法案は、第六十七回国会からの継続案件となつたものでありまして、慎重に審査の後、去る

四月十四日質疑を終了いたしました。その詳細については会議録に譲ることといたします。

質疑終了の後、藤井勝志君外四名より、法律番号の字句の整理等を行なう修正案が提出され、引き続き採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本法案に対して、公庫の運営については、沖縄県代表を含めた協議会を設けること、中小零細企業向けの資金が十分確保されること、円経済への移行に伴い、中小企業者に対し特別融資を行なうこと等、四項目にわたる附帯決議が付けられました。

特に、この附帯決議については、山中総務長官並びに水田大蔵大臣より、沖縄の円経済への移行に基因して、事業活動に著しく支障を生ずると認められる沖縄の中小零細企業者に対し、融資総額八十億円で、利率年三%、償還期間七年、取り扱いは期間後一年間とする長期低利の資金を供給する旨の発言がありましたことを申し添えます。

次に、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における航空輸送需要の増大に対処し、空港の整備及び航空保安業務を一そう充実するため、従来一般会計で経理いたしておりました空港整備事業についての国の出資、並びに航空保安大学の管理及び運営等についても、この会計において一元的に経理することといたします。

ともに、空港の緊急な整備等に資するため、空港整備事業等の財源として一般会計からこの会計に繰り入れていた繰り入れ金に、当分の間、航空機燃料税収入の十三分の十一に相当する金額を含めることとしようとするものであります。

また、当分の間、沖縄県が下地島に設置する訓練用の飛行場の設置費に対する補助金等についても、この会計の歳出とすることといたしております。

す。

なお、本案につきましては、三月二十七日内閣修正が行なわれましたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行されることとなりましたことに伴い、施行期日を昭和四十七年四月一日から公布の日に変更するとともに、暫定予算の期間内に行なわれる収入支出等の整理に關し、所要の規定の整備を行なうことといたしましたものであります。

以上がこの法律案の概要であります。本案につきましましては、審査の結果、去る四月十二日質疑を終了し、十四日は採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

沖縄振興開発金融公庫法案に対する修正案
(委員会修正)

沖縄振興開発金融公庫法案の一部を次のように修正する。

第十九条第六項後段、附則第八条から附則第十三条まで、附則第二十七条、附則第二十九条、附則第三十条、附則第三十三条及び附則第三十六条から附則第三十九条まで中「昭和四十六年法律第三号」を「昭和四十七年法律第三号」に改める。
附則第十二条中「第七十七条の七」を「第七十七条の六」に改める。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

新都市基盤整備法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、新都市基盤整備法案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣西村英一君。

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 新都市基盤整備法案につきましまして、その趣旨を御説明いたします。

最近における人口、産業の都市集中に伴い、土地問題は、ますます緊要の課題となりつつあります。

このための対策としては、人口、産業の大都市への集中の抑制、市街化区域内の土地の有効利用の促進、地価形成の合理化、公的土地保有の拡大等の総合的施策を強力に推進するとともに、大都市及びその周辺の地域における宅地の大量かつ計画的な供給をはかる必要があります。

本法案は、大都市の周辺の地域における計画的な宅地開発を推進するため、新たな宅地開発制度を創設し、これに対処しようとするものであります。

人口集中の著しい市街地の周辺の地域における宅地開発に關する制度としては、新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業及び土地整理法による土地地区面整理事業があり、地方公共団体、日本住宅公団等によりこれらの事業が施行され、宅地の大量供給に寄与してまいりましたが、大都市及びその周辺の地域における現下の宅地供給の不均衡に対処するためには、宅地開発適地について、従来どおり、新住宅市街地開発事業及び

土地区画整理事業の施行の促進をはかるとともに、さらに、交通施設等の社会資本が乏しい等の理由により健全な市街地として発展させることが困難な地域についても、大規模な宅地開発を行なう必要があり、そのため、公共施設の整備はもとより、教育施設、商業業務施設、医療施設等、居住者の生活上の必要な諸施設の整備をするための新たな措置を講ずることにより、これを宅地として供給することが必要であります。

本法案により、新都市基盤整備に関する制度は、このように大規模な宅地開発を行なうことにより、大都市における人口、産業の集中の緩和と宅地需給の均衡に資するとともに、大都市の秩序ある発展に寄与することを目的とするものであります。

次に、本法案による新都市基盤整備に関する制度の概要を申し述べます。

第一に、新都市の建設をできるだけ能率的、効果的に進め、新都市基盤整備事業を施行する区域を市街化区域内において都市計画として決定し、その際、施行区域の市街化のために必要な幹線道路、鉄道、地区公園等の根幹となる公共施設及び施行区域の市街地としての開発発展の中核となるべき教育施設、商業業務施設、医療施設等の福祉利便施設及びこれらの施設の機能を維持するために必要な当初定着人口を居住させる住宅施設からなる地区の配置計画を定めることとしたしております。

第二に、根幹公共施設及び開発誘導地区のために必要な用地の取得については、これらの施設の効用が施行区域全体に及ぶものであることにかんがみ、施行区域内の土地の所有者等に均等に負担をさせることとし、根幹公共施設及び開発誘導地区に必要な土地の面積に対応する面積の土地を、施行区域内の各筆の土地から一定の割合を定めて均等に原則として協議によつて取得し、協議によつて取得できないものについて初めて取用手段を進めることができることとしたしております。

第三に、施行者が必要な土地の取得を完了したときは、施行者の所有地を根幹公共施設及び開発誘導地区に集約し、その他の民有地を整理するため、土地区画整理に準じた方法で土地の区画形質の変更、土地の交換分合、公共施設の変更等を行なうこととしたしております。

第四に、このようにして取得した土地の処分については、根幹公共施設用地はその管理者に、開発誘導地区内の土地は施行者がみずから開発するかまたは公的宅地開発機関に譲渡して、それぞれ開発整備が行なわれ、民有地部分については民間の宅地開発が行なわれるものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

新都市基盤整備法案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。松浦利尚君。

〔松浦利尚君登壇〕

○松浦利尚君 私は、ただいま趣旨説明のありました新都市基盤整備法案に對し、日本社会党を代表して、若干の質問をいたしたいと存じます。まず、基本問題として總理にそのお考えをお尋ねいたしたいと存じます。

その一つは、本法案が、人口の集中の著しい大都市の周辺地域における新都市の建設を助け、大都市圏の秩序ある発展を期すると、こうあります。が、本質的には、都市のいま以上の巨大化を助ける措置としての性格を避けることができないと存じます。新全国総合開発計画の指摘をまつまでもなく、市街地は全国土の一・二%、そこに人口の四八%が集中し、このうち五八%が東京、大阪、名古屋とその周辺五十キロ圏内に集中し、最近五カ年間に、市街地人口の増加分の七四%がこれらの圏内に集中していますが、その傾向は今後もますます深まっております。

大都市問題は、こうした国土利用の硬直化の過程で起つてきた問題であります。總理は、こうした経過を踏まえて、ますます進行する都市集中を今後とも認められるのかどうかという点について、的確にお答えをいただきたいと存じます。

いま現実に起つていっている国民生活のひずみを中心とした都市問題が、大都市集中、過密にその原因があるとき、本法案が、ますます大都市圏をつくり出し、ひずみを助長する結果になることを、私たちはおそれます。人口の都市集中を規制する方策の上に初めて本法案の効果が生まれると思ひますが、その具体策があるのかをあわせて御説明いただきたいと存じます。

第二点は、土地問題についてであります。總理は、大都市集中と過密化が土地問題の解決を困難にし、地価の上昇を促しているといふことは、百も御承知の通りであります。先般、農地の宅地並み課税の議論が本国会でもありましたが、本来土地問題は、農民から、生活の手段である土地を放出させることではありません。問題は、土地はまだもつかるかとする思想に對してどう対処するかというところであります。總理は、地価抑制を望むどころかその値上がりを目指す人々に對して、もはや土地は投機の対象にはなりませんと主張することができませんか。

また、第三点は、今日までの政府の施策によつて、個人の零細な土地投機はある程度抑制することができましたが、企業の旺盛な土地需要を締め出すことはできませんでした。昨年九月期を東証全上場一千三百三社で最終期とするより確定決算の「有価証券報告書」記載による所有土地合計は、実に四千六百七十五平方キロと、全国土の一ないし二%に当たっています。また、地域別六大都市市街地価格推移指数表によると、昭和三十三年三月を一〇〇として、四十六年九月期には、商業地で一二・一、住宅地で二三・八、工業地で二七・七、用途地域別平均二〇・八八という、驚異的な数

字を示しています。しかも、日本不動産銀行が、新都市計画法に基づく市街地調整区域内の民間デベロッパー所有面積を調査いたしていますが、それによると、首都圏、近畿圏、中部圏で合計一千九百九十四ヘクタールの土地を所有しております。その上さらに、未来産業である住宅産業に向かつて、各企業は競つて土地の買い占めを進めておる現状であります。そこには、多分に投機的な傾向が表面化していますが、こうした傾向に對して具体策を樹立するお気持ちがあるかどうかをお尋ねいたします。あれば、いかなる方法をとられるか、お示しいただきたいと存じます。

次いで、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、日本の一流企業は、法人の土地売買譲渡益に對して課税せずという税法の特別措置に守られて成長してきた反面を否定することはできないと思ひます。しかも、投機的取引が地価に悪影響を及ぼしていることも否定できないと存じます。政府は、昭和四十三年の税制調査会の答申にある、法人所有の土地に對して適正評価額をこえる土地売却益については高率な課税を含む必要な課税措置を講ずることが、絶対に必要だと思ひます。あなたは必要だとは思われませんか。この解決なくしては、地価の高騰を抑え、一般国民が土地を入手する道は困難となつてしまいます。これらについて具体的に検討されていますか、お伺いをいたしたいと存じます。

また、大企業、東証一、二部上場千三百三社の土地帳簿価格が異常に安いと思ひます。簿価合計二兆六千五百六十二億円で、一平方メートル当たり簿価は、何と五百六十八円にすぎません。これは、国民は承知をしないでしょう。これを時価に評価すれば、現在一七%台にある自己資本比率は、一気に四〇%台にはね上がると思ひます。これは、一氣に四〇%台にはね上がると思ひます。だがが見ても、企業の土地は他の物価と不均衡なことは明白であります。この際、土地の再評価に踏み切るべきだと思ひますが、あなたにはその勇氣がありますか。

さらに、宅地の高騰をしり目に、最近大企業

は、ますます土地を買いあさっています。現に金融がゆるみ、巨大金融機関が担保力のかたい土地に金を流す傾向は、最近目に余るものがあります。また、四十七年度の超大型公共投資予算が、土地買い占めに拍車をかけていることも事実です。こうした傾向は一そう土地の高騰を生み出すばかりか、大型予算も用地費に食われ、国土の荒廃にもなりかねません。政府はこれに對してどう対処されるのか、その方針を具体的に伺いたいと思います。

次いで、建設大臣にお尋ねをいたします。

本法案についての詳細な議論は委員会でしたしますが、政府は、いま第二次住宅五カ年計画で、建設戸数九百五十万戸、うち公的資金による建設戸数三百八十万戸を目標にスタートしています。順調な本年進捗状況だといことができています。実際には、住宅難世帯は一向に解決してないのが現実ではないでしょうか。

民間の住宅金融も条件がかなり改善されて、限界に近づいています。住宅の遠隔地化も限界にきています。私は、現状のまま推移すれば、昭和六十年末までに政府が目標とする、家族人員一人当たり一室、一世帯九十平方メートルは高層の花であり、民住水準の向上も停滞すると思います。地価も含め住宅建設価格の上昇は、庶民の夢を打ち砕いていると思います。

政府は、この際、民間デベロッパー依存、民間主導型の住宅政策を転換し、建設目標の中心を公共住宅の大量建設に修正すべきだと思ひますが、修正されるお気持ちがありますか、お尋ねをいたしたいと存じます。同時に、そのことなくしては、都市内部に居住する膨大な木賃アパート層の住宅難解決は不可能だと思いますが、大臣の積極的な発言を承りたいと存じます。

さらに、民間デベロッパーを中心とするというならば、民間デベロッパーが低所得者のための住宅を建設する意思があるとお考えになるかどうか、あわせお答えいただきたいと存じます。

また、民間依存の宅地開発、住宅建設の問題点は、適正な買取価格をつけにくい比較的地価の安い未造成地、山林原野に重点が向けられ、当然ながらスプロール現象を一そうたどっています。しかも、私鉄や大手不動産企業の行なう大規模開発には交通網等の整備が進み、公的機関の開発には交通網等の整備がおくれるという不合理が生まれています。その上、特定大企業に用地取得が集中していき、分譲価格の操作による高騰や設計施工者の指定を条件とする入居の自由を制約を加える問題が、現実に生まれてきます。大臣は、こうした民間デベロッパーのあり方について、秩序を保つための具体策を検討しておられるかどうか、承りたいと思います。

次いで、大量住宅団地を持った大都市周辺市町村が、団地による小中学校の建設等、住居に直接関連しない公共施設のため、財政需要が増加し、財政上著しい困難に直面していることは周知の事実であります。そのため、自治体から宅地開発を拒否される政策の貧困、制度の欠陥はいま直ちに是正されなければならぬと存じますが、その具体策についてお答えをいただきたいと存じます。

また、住宅建設と都市再開発事業を強力に推進するため、本法案に関連して、いまの日本住宅公団を、住宅だけを建設管理する住宅建設公団と、用地取得と再開発など、都市環境整備に専念する都市整備公団の二つに分割する計画が検討されているやに聞いていますが、事実かどうか、お答えをいただきたいと存じます。

また、それが事実ならば、人員の膨張を招くだけで実際の効果はあがらないとする意見に對して、大臣のお考え方を承りたいと存じます。

いずれにいたしましても、現在の都市基盤整備にとつて最大のものは土地対策であり、政府をはじめ地方公共機関が公共用地をできるだけ多く所有し、それを適宜、政策、計画、目的に従って利用する基本姿勢こそ問題解決の一歩だと存じます。実際に土地で利益を受けているのは、大企業

や特殊な企業と少数の人々にすぎません。

政府は、この際、土地所有権の社会的制約について抜本的な対策を検討されたいと、産業基盤偏重の行政投資パターンを生活基盤重視へ切りかえ、国土開発計画や土地騰貴の抑制及び土地利用規制等の制度を確立するために、勇断をもって抜本的施策を講ずる公共責任の確立を要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 松浦君にお答えいたします。

まず、松浦君も御指摘のように、わが国人口の大部分が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に集中しており、国土利用が片寄っているという問題があります。新全国総合開発計画では、このような土地利用の偏在が、都市における過密、地方における過疎、この現象を発生させているとの考えに立ち、大都市地域における人口集中を抑制し、かつ、分散を進め、国土の均衡ある発展と豊かな環境の創造をはかることとしております。

また、松浦君から、大都市への人口、産業の集中の抑制をあわせて行なうことにより、ただいま趣旨説明を行なったこの法律が十分な効果をあげ得るといふ御指摘がありました。私もそのとおりに考えております。

政府といたしましては、これまでに、人口等の大都市集中を抑制するため、首都圏及び近畿圏の既成市街地における一定の規模以上の工場、大学等の新増設に関する規制を行なってきたり、今後さらにこの規制を強化していきたいと考えております。

他方、産業等の地方分散をはかるため、全国にわたり幹線交通網の建設、整備を推進し、産業の立地可能性の拡大をはかるほか、新産業都市の建設、農耕地域への工業導入の促進等の措置を講じております。

なお、今国会においても、このような考えのもとに、工業再配置促進法案を提出している次第であります。

あります。

最後に、土地に対する投機の問題についてお尋ねがありました。申すまでもなく、土地は国民生活の基盤であり、特に国土の狭小なわが国では、土地の利用が社会、公共の利益と調和するよう、公益優先の見地に立つてその有効利用をはかっていくことが必要であります。

政府といたしましては、このような考えのもとに、土地投機の抑制について国民に一そうの御協力を求めるとともに、今後、さらに効果的な施策を具体化するようつとめてまいりたいと考えております。

なお、具体的に土地投機を防止する手段として、各般の土地対策のほか、昭和四十四年には個人の土地の譲渡所得に關して税制の改正を行なったことは、松浦君も御承知のことと思います。さらに政府といたしましては、現在、法人保有土地についての税制の改善措置や、地価公示価格を上回る価格で土地を譲渡した際における土地高価譲渡所得税制の創設についても検討しているところであります。

今日、土地問題は当面の重大課題でありますから、今後とも税以外の施策の進展と相まって、これについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、当面の問題としては、法人の土地投機に關連して金融面での指導等を行なわせるようにしたいと考えております。

以上、私からお答えをいたしました。足りない点は、関係大臣から補足させます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) 土地対策に關連する税制の措置として、個人が五年以上長く持つておいた土地を売った場合の譲渡所得に對しては、時限的に分離課税の方式等をとられましたことは、もう御承知のとおりでございますが、あのときの税制措置のときに、一つ残しておることがございます。

それは、一般に妥当と認められる売買価格をこえた異常利得に対しては高率課税を検討する余地があるという問題でございましたが、これは将来の検討事項ということで税制調査会から残されましたので、政府におきましては、地価対策閣僚協議会がこの問題と取り組みまして、また同時に、税制調査会にもこの検討をお願いするということになっていますけれども、まだ最終的な結論が現在出ておりません。

と申しますのは、もし全国的な地価公示制度と
いうようなものが将来確立して、そうして、これ
が公共用地を取得する価格の基準とされたり、ま
た、保有課税のこれが基準となるというよりなこ
とでございまして、いま問題の過重利益の計算
する算出基準というものがこれになつて、實際に
はこの税制は実施できると思われますが、そうで
ない現状におきましては、この特別な高率課税制
度の実施はなかなか困難が伴うということで、税
制調査会でもまだ現在、最終結論を得ないところ
でございます。

その次、法人所有の土地に対して再評価税を課することについてのお尋ねがございましたが、それが土地の再評価益を法人の所得とみなして課税税額とせよということでございますと、土地の価値が上がっても、それが売却等によつて実現しなければ、課税しないというのが法人税の原則でありますので、こういう観点からいたしますと、お尋ねの上で、こういふ課税を行ないますことは、これはもう所得理論の基本に触れる問題であるということがまず一つでございます。

そうしてさらに、かりにこの再評価税という構想を実現した場合を考えてみましても、まだこれは実現していない利益に課税することとごまかすから、そう高い税率の課税はできないと思います。やはり少なくとも現行の法人税以下の税率でなければならぬだろうと思いますが、もしそうだとしますと、これがあとになって転売された、実際に売られたという場合を考えますと、再評価

が有利になるというような問題が起こるでありまして、むしろ、またその反面、もしこれを売らないで会社の敷地として本来の事業の用に企業体が供するといふ場合には、これは非常に大きい負担を企業が負わされるといふようなことになりますので、まだこれは軽々しく判断を下し得ない問題であると思つております。

その次に、金融機関が土地の値上がりにより、拍車をかけているのではないかと、御質問でございますが、金融機関自体がいま不当に土地を取得しているという事はございません。これは一定の営業用不動産比率とあるいは固定比率等によって、もうきびしく指導されておりますので、金融機関自身が持つという事はございませんが、問題は、金融機関が土地関連融資を非常に多くしているということであらうと思います。これはもう建設業とかあるいは不動産業向けの貸し出しというものが最近非常に多くなっておることは事実でございますが、これがもし実際の住宅建築や土地

供給につながった金融であるということでございます。ましたら、これは国民福祉の上において問題はなないと思います。土地の投機的な取得のためにこの金融がなされておるかどうかということが一番問題であり、この点につきましては、日本銀行も、自粛するようにということを金融機関に非常に厳しく指導しておりますと同時に、大蔵省におきましても、銀行検査を通じて個々の金融機関についてこの問題を監督しておるところでございます。が、しかし、最近、非常に上地金融の量が多く

なっていることは事実でございますので、各金融機関から最近の土地金融の問題について、機関ごとにとひとつ実情を聴取することを始めたいというふうにいま予定しているところでございます。

(拍手)

〔國務大臣西村英一君登壇〕

○國務大臣(西村英一君) 私に対する質問の第一点は、第二期住宅建設五カ年計画がうまくいって

おるかということです。

これに、昨年から景気が非常に悪いというために、民間の自力建設による建設は落ち込みましたので、それだけ公的資金で補つておるような次第でございます。四十六年度におきまして、民間が落ち込みましたので、財政投融资の追加、補正予算等によりましてこれを補つてまいつたような次第でございます。また、本年度の四十七年度につきましても、やはりそういうことはあるとおもなばかりまして、この公的資金の計画を初めの計画よりも繰り上げてやつておるような次第でございます。

それからもう一つの御質問は、とにかく九百五十万戸の住宅建設で、やはり民間のほうにウエイトが大きいじゃないか、もう少し公的にウエイトを置けという御質問でございます。原則的には私も賛成でございますが、九百五十万戸をきめたときは、その公的、民間をきめたのは、ただ単にそういう数字が出たわけじゃないですね。住宅の統計によって調査をして、自力では住宅はでき

ないという方々に対して公的の援助をやろうというところできめたのでございます。したがいまして、私は、第二則住宅建設五カ年計画を、これを確実に守っていけば、これは住宅の供給に対して満足を得られると、かように思っております。が、もしかりに景気が相変わらず不調に終わり、停滞きみであつて、民宅が落ち込むというようなことになれば、これは公的資金でカバーしなければならぬ、絶対量はどうしても確保しなければならぬと、かように思つておるような次第でございます。

それから第三番目の御質問は、民間デベロッパが低所得者の住宅の対象になるかというような御質問であつたと思いますが、民間デベロッパが必ずしも低所得者を対象として住宅を供給しておるものであるとは私も思っておりません。これらの低所得者層のためには、それでありますから、公営住宅等の建設をもつて公共的に供

給をいたしておるのでございます。しかし、何と申しましても、民間のデベロッパの方々に對しても、やはり安いりっぱな住宅を、低廉で良質な住宅を供給してもらうために、今年度から住宅金融公庫によって少しでも助けてやろう、こういう制度を開いたようなわけでございまして、民間もやはり良質な安い住宅をひとつつくってもらいたいというのが、政府の考え方でございます。

それから、民間による宅地開発の問題でございます。また住宅建設の問題でございます。これも、土地の安いところを買うからスプロール化するんじゃないかというような御質問でございますが、そういうことがありますから、都市計画法におきまして、市街化区域、市街化調整区域というものを線引きをしたわけでございます。私は、そういうことで、都市計画法によって許可制度に対処していけばよろしいんじゃないか、スプロール防止になるんじゃないかと考えて、この方針でやっていきたいと思います。

それから、交通機関の問題でございます。これ

は大規模宅地開発のためには、どうしても交通機関が弱点になります。したがって、政府としても、それらの交通機関の整備のために公的な援助をしてまいったような次第であります。また、民間の大規模な宅地開発につきましては、今後とも公的資金による援助を強化して、適正な価格で宅地が供給されるということを期待するものでございます。(発言する者あり)そうするつもりでございます。

それからもう一つの御質問でございますが、

地方公共団体によりまして、どうも日本住宅公団の建設を好まないところがあるんじゃないか。確かに首都圏の中で、地方公共団体が団地の建設を好まないというようなところが出てまいりつつあります。これには、何と申しまして、地方公共団体としても一定の規模を持つてやっておりますから、その規模以上に人口が流入すると非常に困る、財政負担が非常に耐えられないということから

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 謝詞を省略した議長の報告

ができております。しかし、もともとこの五カ年計画をきめましたのは、建設省が地方的にも計画をきめて、建設省と地方公共団体が打ち合ましてそれをきめたのでございます。したがって、そういう多少のトラブルはございますけれども、これは終局的にはいろいろ地方公共団体を話をいたしていくつもりでございます。それは公共の施設あるいは公益施設等のように非常に金がかかりますから、地方公共団体としては非常に苦しいところでございますけれども、もともと計画をわれわれは協議をしてやっておるのでございますから、今後も公団による立てかえ制度を強化する、また国の補助制度も強化する、こういうふうなことでやってまいりたいと思っております。最後に、日本住宅公団のやり方を改組したらどうかという話がございます。これは私は、話としては、そういう意見があるという事は聞いておりますが、建設省といたしまして、現在の日本住宅公団を改組して、建設部門と住宅部門を分けようじゃないかというふうなことは、具体的には考えておりません。今後いろいろ進め方によって、そういうことも考えられるような時期になりますれば、また別でございますが、現在のところ、具体的にそういう問題を考えていないのでございます。要は、やはりいまの第二期住宅五カ年計画を確実に進める、こういうことであらうかと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 福田 赳夫君
大蔵大臣 水田三喜男君
運輸大臣 丹羽喬四郎君
建設大臣 西村 英一君
國務大臣 山中 貞剛君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
寄生虫病予防法の一部を改正する法律
皇室経済法施行法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
長谷川 峻君 補欠 山田 久就君
大蔵委員
吉田 実君 補欠 國場 幸昌君
文教委員
國場 幸昌君 補欠 吉田 実君
吉田 実君 補欠 羽田 孜君
羽田 孜君 補欠 吉田 実君
社会労働委員
唐沢俊二君 補欠 野中 英二君
田川 誠一君 補欠 高島 修君
箕輪 登君 補欠 中村 拓道君
古川 雅司君 補欠 山田 太郎君
山田 太郎君 補欠 古川 雅司君

農林水産委員

津川 武一君 補欠 米原 昶君
米原 昶君 補欠 津川 武一君
米原 昶君 補欠 津川 武一君

通信委員

宇田 國榮君 補欠 砂原 格君
小淵 恵三君 補欠 吉田 実君
砂原 格君 補欠 宇田 國榮君
吉田 実君 補欠 小淵 恵三君

建設委員

砂原 格君 補欠 野中 英二君
野中 英二君 補欠 砂原 格君
林 孝矩君 補欠 古川 雅司君
古川 雅司君 補欠 林 孝矩君

予算委員

林 孝矩君 補欠 古川 雅司君
古川 雅司君 補欠 林 孝矩君
上原 康助君 補欠 橋崎弥之助君
川崎 寛治君 補欠 金丸 徳重君
土井たか子君 補欠 坂井 弘一君
鬼木 勝利君 補欠 坂井 弘一君
金丸 徳重君 補欠 川崎 寛治君
橋崎弥之助君 補欠 上原 康助君
安井 吉典君 補欠 土井たか子君
坂井 弘一君 補欠 鬼木 勝利君

内閣委員

上原 康助君 補欠 橋崎弥之助君
川崎 寛治君 補欠 金丸 徳重君
土井たか子君 補欠 坂井 弘一君
鬼木 勝利君 補欠 坂井 弘一君
金丸 徳重君 補欠 川崎 寛治君
橋崎弥之助君 補欠 上原 康助君
安井 吉典君 補欠 土井たか子君
坂井 弘一君 補欠 鬼木 勝利君

外務委員

勝岡田清一君 補欠 角屋堅次郎君
堂森 芳夫君 補欠 小林 進君

三宅 正一君

角屋堅次郎君 補欠 勝岡田清一君
小林 進君 補欠 堂森 芳夫君
辻原 弘市君 補欠 三宅 正一君

農林水産委員

角屋堅次郎君 補欠 勝岡田清一君
勝岡田清一君 補欠 角屋堅次郎君

運輸委員

金丸 徳重君 補欠 川崎 寛治君
齊藤 正男君 補欠 三宅 正一君
川崎 寛治君 補欠 金丸 徳重君
三宅 正一君 補欠 齊藤 正男君

予算委員

小林 進君 補欠 堂森 芳夫君
橋崎弥之助君 補欠 上原 康助君
安井 吉典君 補欠 土井たか子君
上原 康助君 補欠 橋崎弥之助君
土井たか子君 補欠 安井 吉典君
堂森 芳夫君 補欠 小林 進君

決算委員

坂井 弘一君 補欠 鬼木 勝利君
鬼木 勝利君 補欠 坂井 弘一君

議院運営委員

中尾 栄一君 補欠 田中 正巳君
中山 正巳君 補欠 森 美秀君
西岡 武夫君 補欠 石井 一君
浜田 幸一君 補欠 葉梨 信行君
森 喜朗君 補欠 石井 一君
石井 一君 補欠 葉梨 信行君
田中 正巳君 補欠 森 喜朗君
葉梨 信行君 補欠 石井 一君
森 美秀君 補欠 中山 正巳君
西岡 武夫君 補欠 石井 一君

豊 永光君 補欠 西岡 武夫君

(理事補欠選任)

去る十四日、交通安全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 中村 弘海君(理事加藤六月君去る十四日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 古寺 宏君 中野 明君
補欠 中野 明君 古寺 宏君

(議案提出)

去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助九君外一名提出)

去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案受領)

去る十四日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案付託)

去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号) 地方行政委員会 付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)

建設委員会 付託

公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外七名提出、衆法第一四号)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

以上二件 公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助九君外一名提出、衆法第二二二号)

商工委員会 付託

去る十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外四名提出、参法第五五号)(予)

文教委員会 付託

去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

火災びんの使用等の処罰に関する法律案

去る十四日、第六十五回国会、第六十六回国会及び第六十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

土地改良法の一部を改正する法律案

去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

労働保険特別会計法案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律案

下水道事業センター法案

去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外七名提出)

出案を参議院に送付した。

兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助九君外一名提出)

(議案通知書受領)

去る十四日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

去る十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

北海道的開港のためにする港灣工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、北海道における公共事業に係る国の負担及び補助の特例に関する調整措置の一環として、昭和四十七年度から港灣工事に係る国の負担割合を調整しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

(一) 国又は港灣管理者が北海道開港のためにする港灣工事の費用のうち、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを。

(二) 右の改正に伴い、離島振興法の港灣工事に係る費用負担に関する規定及び特定港灣施設整備特別措置法の特定港灣施設工事に係る費用負担に関する規定について、所要の整備を行なうこと。

議案の修正議決理由

本案は、北海道における他の公共事業に対する国の補助制度との均衡等を勘案し、かつ北海道港灣工事の一層の効果的促進を図る等の趣旨にかんがみ、妥當な措置と認めるが、本案の施行期日である四月一日はすでに経過しているの

で、これに必要な修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算総務府所管(北海道開港庁)北海道港灣事業費に、水域・外かく施設工事費として百十八億八千九百万円が計上されている。

なお、本案施行に伴い当該港灣管理者の新たな負担となる額は、昭和四十七年度において約六億二千六百万円の見込みである。

右報告する。

昭和四十七年四月十四日

衆議院議長 船田 中蔵

運輸委員長 小室 柳多

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正前の〇第二條第一項の規定に基づき国がその全額を負担することとした港灣工事の費用に係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの(昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む。)についての国の負担割合については、なお従前の例による。

3 離島振興法の一部改正

離島振興法(昭和二十八年法律第七二号)の一部を次のように改正する。

一 第二條第一項の規定は、昭和四十七年度から港灣工事に係る港灣工事の費用に、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを、この法律の施行期日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二條第一項の規定は、昭和四十七年度から港灣工事に係る港灣工事の費用に、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを、この法律の施行期日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第二條第一項の規定は、昭和四十七年度から港灣工事に係る港灣工事の費用に、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを、この法律の施行期日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第二條第一項の規定は、昭和四十七年度から港灣工事に係る港灣工事の費用に、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを、この法律の施行期日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第二條第一項の規定は、昭和四十七年度から港灣工事に係る港灣工事の費用に、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係る費用の国の負担割合を、離島を除き、十分の十から十分の九・五にすることを、この法律の施行期日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

別表(一)地方港湾の項中「港湾管理者」の下に「(北海道にあつては、港湾管理者又は国)」を加える。

4 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「(北海道の重要港湾を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「第四十二條第一項本文の下に、又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三條第二項において準用する同法第二條第一項」を、「控除した額の十分の五の下に(北海道の重要港湾について、十分の〇・五)を加え、同條第二項第一号中「重要港湾」の下に「(北海道の重要港湾を除く。)」を加え、同項第二号中「十分の一」を「十分の一・四五」に改める。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、大都市圏における輸送力を増強するため、日本鉄道建設公団に、緊急に整備すべき地方鉄道に係る鉄道施設等の建設及び改良を行なわせることができることとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 日本鉄道建設公団の業務として、地方鉄道に係る鉄道施設等で大都市圏に存するものの建設及び大改良を行ない、完成後同施設を地

方鉄道業者等に対し譲渡する業務を追加する。

2 これらの施設の建設又は大改良については、地方鉄道業者等の申出に基づいて運輸大臣が工事実施計画を定め、これを日本鉄道建設公団に指示することとする。

3 工事実施計画の指示があつたときは、日本鉄道建設公団が当該建設又は大改良を行なうものとし、日本鉄道建設公団及び地方鉄道業者等は、当該建設又は大改良の実施の方法等について協議することとする。

4 日本鉄道建設公団の業務の追加に伴い、役員に關する条項を整備する等所要の改正を行なう。

二 議案の修正議決理由

本案は、大都市圏における輸送力を増強するため妥當な措置であると認めるが、施行期日については、原案の昭和四十七年四月一日はすでに経過しているので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算運輸省所管日本鉄道建設公団事業助成費のうちに鉄道建設債券に係る私鉄工事関係の利子補給金三千五十六万円が計上されている。

右報告する。

運輸委員長 小峯 柳多
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十七年四月一日から施行する。

國際交流基金法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが国に対する諸外国の理解を深め、國際友好親善を促進する見地から、國際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする特殊法人國際交流基金を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 國際交流基金(以下「基金」という。)の資本金は、政府出資による百億円(昭和四十七年度においては五十億円、昭和四十八年度において残余の額を出資する。)と、政府以外の者が出資する金額の合計額とする。

基金は、必要があると認めるときは、外務大臣の認可を受けて資本金を増額することができる。この場合、政府は、予算で定める金額の範囲内で追加出資をすることができる。

2 基金に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置き、また、そのほか非非常勤の理事二人以内を置くことができる。

る。

3 基金に、学識経験を有する二十人以内の委員で組織する運営審議会を置く。審議会は、理事長の諮問に應じ、基金の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 基金は、次の業務を行なう。

イ 國際文化交流のための人物の派遣及び招へい

ロ 海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及

ハ 國際文化交流を目的とする催しの実施、援助、あつせん及び参加

ニ 日本文化を紹介するための資料等の作成、収集、交換及び頒布

ホ 國際文化交流を行なうために必要な調査及び研究

なお、基金は、その業務を円滑かつ効果的に実施するため、関係行政機関その他の機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

5 基金は、外務大臣が監督する。

6 基金は、設立に際し、財団法人國際文化振興会の一切の権利、義務を承継し、同会は解散する。

7 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

國際交流基金を設立することは、わが国をめぐり國際環境に対応して、わが国に対する諸外国の理解を深め、國際相互理解を増進すると

もに、国際友好親善を促進するため時宜に適した措置であると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十七年度一般会計予算外務省所管外務本省の項に国際交流基金出資金として、五十億円が計上されている。右報告する。

昭和四十七年四月十四日

外務委員長 櫻内 義雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

国際交流基金法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項につき、十分配慮すべきである。

一 国際交流基金の設立にあたり、国際文化交流に関する政府の基本姿勢としては、わが国に対する諸外国の理解を深めることだけでなく、わが国民の諸外国に対する理解を深めることも同様にきわめて重要であることを特に留意すること。

二 運営審議会委員の選任にあつては、民間各界からの起用を特に考慮し、基金の運営については、運営審議会の意見を十分尊重し、その積極的活用をはかること。

沖縄振興開発金融公庫法案（内閣提出、第六十七回国会開法第四号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄における経済の振興及び社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、又は奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通することを目的とする沖縄振興開発金融公庫を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

（一）事務所

公庫は、主たる事務所を那覇市に置くこと。

（二）資本金

1 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務等は、政令で定めるものを除き、そのときにおいて公庫が承継することとし、公庫の資本金は、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額とすること。

2 予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができるとし、出資があつたときは、資本金を増加するものとする。

（三）業務

1 公庫は、沖縄において次に掲げる業務を行なうこと。

イ 沖縄の産業の振興開発に寄与する事業

を営む者に対して、当該事業に係る設備に必要な長期の資金を貸し付けること。

ロ 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖縄に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

ハ 沖縄において自ら居住するため、住宅を必要とする者等に対して、住宅の建設、宅地の取得造成等に必要の長期資金を貸し付けること。

ニ 沖縄において農業、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人等に対して、政令で定める長期資金を貸し付けること。

ホ 沖縄において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸し付けること。

ヘ 沖縄における病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する者に対して、当該施設の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

ト 沖縄において営業を営む環境衛生関係事業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又

は設備の設置又は整備に要する資金等で、政令に定めるものを貸し付けること。

2 公庫は、前項の業務のほか、琉球開発金融公社等から承継した権利義務の処理に関する業務等を行なうことができること。

（四）監督

公庫は、主務大臣（内閣総理大臣及び大蔵大臣）が監督すること。

（五）その他

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公庫は、協定の効力発生の際において成立すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、沖縄における経済の振興及び社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、又は奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通することを目指す特別の金融機関を設立するものであり、沖縄が本土に復帰後の沖縄における経済社会情勢に即応した措置として適当と認め、なお、本法律案において沖縄振興開発金融公庫法の法律番号を改める等の必要があるため、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十七年度一般会計予算に公庫への出資金として三十億円を計上している。
右報告する。

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中蔵

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

沖縄振興開発金融公庫法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十三条)
- 第四章 会計(第二十四条―第三十一条)
- 第五章 監督(第三十二条―第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)
- 第七章 罰則(第三十七条―第四十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等

に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に從たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖縄振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党の役員は、公庫の役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む。)の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を貸し付けること。
- 二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖縄に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅

の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。

イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者(地方公共団体を除く。)

ハ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行なう者

ニ 沖縄において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体

ホ その他政令で定める者

四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

し付けること。

六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要の附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖縄において営業を営む環境衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備に要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。)その他環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業を行なうのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。
- 二 恩給等 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。
- 三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第二項又は

第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

五 環境衛生関係営業業者 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)第二条第二項に規定する環境衛生関係営業業者をいう。

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

6 住宅金融公庫法第二十二条の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)第十九条第一項第三号」の規定による貸付けの業務のうち、同号イ」と

読み替えるものとする。

(業務の委託等)

第二十條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関又は地方公共団体に対し、その業務(次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することができる。

2 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

第二十一條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なり住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なり貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十二條 公庫は、業務の開始の際、業務方法

書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二 業務委託の基準

三 その他政令で定める事項

(事業計画及び資金計画)

第二十三條 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十四條 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入

とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、

第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八條 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

(資金の交付等)

第二十九條 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十條 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一條 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受

けた者の会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十二條 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

(役員の解任)

第三十三條 主務大臣は、公庫の役員が第十二條の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣言を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四條 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十條第一項の

規定により業務の委託を受けた地方公共団体

(以下この項において「受託地方公共団体」という。)若しくは第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」という。)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(賃借人の選定等)についての住宅金融公庫法の準用)

第三十五條 住宅金融公庫法第三十五條第一項及び第二項の規定は、第十九條第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五條の二第一項から第三項まで

の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五條の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的

監督又は、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九條の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十四條第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七條 第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條第一項又は第三十五條の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又

は第十九條第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以下この条において「関連施設等」という。)を賃貸したとき。

二 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條第二項(同法第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第三項(同法第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に關する報告書

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に關する報告書

六五六

け、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受け者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき。

第四十条 第六条の規定に違反して沖縄振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(設立の手続)

第三条 主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)の効力発生の日の前日までに設立の準備を完了しなければならない。

5 設立委員は、設立の準備を完了した日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

い。

6 公庫は、協定の効力発生の日において成立する。

7 公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

8 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

(琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等)

第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する

権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引

いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(特定の資金の貸付け)

第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第

三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、

第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(名称の使用制限に關する経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に沖縄振興開発金融公庫という名称を用いている者については、

第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、附則第四条第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興 開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)
--------------------	--------------------------

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二第一項中「規定する宅地債券の購入に關する契約」の下に、「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に關する契約」を加

える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、

同条中「が農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「掲げる資金」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第七号)附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課

することができない。

(郵便振替法の一部改正)

第十四条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律の一部改正)

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第二項第二号中「若しくは環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を「中小企業債券及び沖縄振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫宅

地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十二号 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九号中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第二十三号 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十四号 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三号第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五号 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九号中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第二十六号 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一号中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第二十七号 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十二号の二の規定」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十^七六年法律第^七十九号)第十九条第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二号の二第一項の規定」を加える。

第六十号中「住宅金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十八号 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三号第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三條第一項中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七條中「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十八條中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

(産業労働者住宅資金通法の一部改正)

第二十九條 産業労働者住宅資金通法の一部を次のように改正する。

第三條中(以下「公庫」という。)を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第九條第一項の表区分の欄中「以下「公庫法」という。」を削り、「公庫法第二條第五号」を「住宅金融公庫法第二條第五号」に改め、同條第二項中「公庫法第二條第八項」を「住宅金融公庫法第二條第八項」に、「公庫法第二條第九項」を「同條第九項」に改め、同條第三項中「公庫法第二十一條の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一條の三第一項」に、「公庫法第二十一條の三第三項」を「同條第三項」に改め、同條第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十條第二項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十一條中「公庫法第二十四條第一項」を「住宅金融公庫法第二十四條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第七^七号第二十二條第一項)に改める。

第十二條中「公庫法第二十五條」を「住宅金融公庫法第二十五條又は沖繩振興開発金融公庫法第二十三條」に改める。

第十四條を次のように改める。

(主務大臣、主務省令)

第十四條 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては建設大臣及び大蔵大臣とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

2 この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては建設省令・大蔵省令とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては総理府令・大蔵省令とする。

第十六條及び第十七條中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律

第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同條中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第七^七号)」を、「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十一條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同條中「住宅金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(日本勤労者住宅協会の一部改正)

第三十二條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「及び年金福祉事業団」を「沖繩振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に

関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同條中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第七^七号)」を加える。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第三十四條 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「農林漁業金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(自作農維持資金通法の一部改正)

第三十五條 自作農維持資金通法の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

第二條第一項中(以下「公庫」という。)を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に、「省令」を「農林省令・大蔵省令(沖繩振興開発金融公庫に係るものにあつては、総理

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

六六〇

府令・農林省令・大蔵省令。第五条において同じ。に改め、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が、それぞれに改め、「大蔵大臣」の下に「又は内閣総理大臣、農林大臣及び大蔵大臣」を加える。

第五条第一項及び第二項第七号中「省令」を「農林省令・大蔵省令」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第三十六条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「(以下「公庫」といふ。を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。に改める。

第五条第一項中「(昭和二十七年法律第三百五十五号)の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法

(昭和四十六^七年法律第 号)を加え、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に改める。

附則第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に、「とする」をとし、この法律の規定により沖繩振興開発金融公庫が行なう資金の貸付けについての沖繩振興開発金融公庫法第三十二条第

二項及び第三十三条第二項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「自作農維持資金通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)」と、同法第三十三条第二項第一号中「自作農維持資金通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とするに改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十七条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「掲げる資金」の下に「(以下この項において「総合施設資金」という。又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第 号)第十九条第一項第四号に規定する資金で総合施設資金に相当するもの」を加え、「同号」を「同表の第三号の二」に改める。

(中小漁業振興特別措置法の一部改正)

第三十八条 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、

「(昭和二十七年法律第三百五十五号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第 号)」を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十九条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「中小企業金融公庫」の下に

「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「第十九条」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六^七年法律第 号)第十九条」を加え、同条第二

項中「中小企業金融公庫法」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法」を加え、「同法第十九条」を「中小企業金融公庫法第十九条又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第四十条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

〔別紙〕

沖繩振興開発金融公庫法案に対する附帯決議

一 沖繩公庫の業務運営の強化を図るため、経営の健全化に極力努めること。

二 沖繩公庫の運営については、沖繩県代表を含めた協議会を設けるなど地元沖繩県の意向を十分反映させるように努めること。

三 沖繩公庫の運営に当たっては、中小、零細企業向けの資金が十分確保されるように配慮すること。

四 沖繩における中小企業者で円経済への移行に伴い事業活動に支障を生ずるものに対し、長期低利の特別融資を行なうこと。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における航空輸送需要の増大に対処し、空港の整備及び航空保安業務を一層充実するため、従来一般会計で経理していた空港整備事業についての国の出資、航空保安大学の管理及び運営等についても、この特別会計において一元的に経理することとともに、航空機燃料税法に基づく航空機燃料税収入の一

部を一般会計からこの特別会計に繰り入れることとしようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 新たに、次に掲げる事項に関する経理を空港整備特別会計において行なうこと。

1 空港整備事業についての国の出資

2 航空保安大学の管理及び運営

3 航空機を使用して行なう航空保安施設の

検査等に関する業務

(二) 空港の緊急な整備等に資するため、空港整備事業等の財源として一般会計から空港整備特別会計に繰り入れている繰入金に、当分の間、航空機燃料税収入の十三分の十一に相当する金額を含めること。

(三) 当分の間、沖縄県下地島の飛行場の設置費に対する補助金等を空港整備特別会計の歳出とすること。

(四) その他歳入歳出及び権利義務の帰属等について所要の規定の整備を行なうこと。

なお、本案については、昭和四十七年三月二十七日内閣修正が行なわれたが、その内容は、昭和四十七年度において暫定予算が施行されることに伴い、施行期日を「昭和四十七年四月一

日」から「公布の日」に改めるとともに、この法律の施行前に行なわれた昭和四十七年度に属する債務の負担及び支出並びに収入で航空保安大学の管理及び運営並びに航空機を使用して行なう航空保安施設の検査等に関する業務に係るものは、この会計において行なわれたものとみなす等所要の規定の整備を図つたものである。

二 議案の可決理由

最近における航空輸送需要の増大と航空機の大型化・高速化の進展に対処し、航空交通の安全の確保を図るとともに、空港整備事業等の財源の強化に資するための措置として適切妥当なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

この特別会計の昭和四十七年度予算においては、航空機燃料税収入の十三分の十一に相当する額として四十八億円を一般会計からの受入金に含めるとともに、新東京国際空港公園出資金八十億円、沖縄県が下地島に設置する訓練用の飛行場の設置費に対する補助金九億八千五百万円等を計上することとし、歳入歳出とも五百五十三億二千二百九万二千円を計上している。

右報告する。

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十七年四月十八日 衆議院會議録第二十二号

六六二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(配達料另)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)